

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 字の区域の変更等(二件)
土地改良法による換地処分(二件)
保安林の指定の解除予定
土地収用法による土地の立入り
県道の区域の変更
県道の供用の開始
- ◇選管告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告の要旨
- ◇教委規則 鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「千四百円」を「千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県公報発行規則の規定は、昭和五十九年四月分以後の鳥取県公報の購読料金について適用する。

告 示

鳥取県告示第二百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上野地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|-----------------|---|
| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域（昭和五十八年六月二十七日現在の地番による。） |
| 大字上野字前野 | 大字上野字前野のうち六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字郡家字下卵塔一四五の二 |
| 大字上野字隈田 | 大字上野字隈田のうち三四から三六までの一部、三七の一の一部、三八の一、三八の二、三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字漆原二〇二の一部、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字屋敷二四八の一部、二四八の一の一部、二五〇の二及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字上野字中野 | 大字上野字中野のうち四〇から四二までの一部、四三の一の一部、四七の三の一部、四九の一部、四九の一の一部、五一の一の一部、五一の二の一部、五二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字隈田三八の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字上野字井津ノ尻一九三の二の一部、一九七の一部及び |

| | |
|----------|---|
| 大字上野字樋ノ詰 | これらと一体をなす国有地 大字上野字宮ノ本一九八の一部及びこれと一体をなす国有地 |
| 大字上野字下野町 | 大字上野字樋ノ詰のうち五四の五及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字下野町のうち六九の三及びこれと一体をなす国有地の一部並びに六七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字上野字野町 | 大字上野字野町のうち八〇の二、八一の一の一部、八一の二の一部、八二、八三、八四の一、八四の二、八五から八七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上野字畑ケ田一五四の一の一部、一五五及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字宮ノ下ター一五六の一部、一六五の一部、一六七の一部、一六八の一部、一六九及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字八尾免一七〇から一七二まで、一七三の二の一部、一七四及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字上野字コフ路 | 大字上野字コフ路のうち八八の一部、八九、九〇から九三までの一部、九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字野町八〇の二、八一の一の一部、八一の二の一部、八二、八三、八四の一、八四の二、八五、八六の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字上野字狐岩一五〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字上野字畑ケ田一五一の一部、一五三の一部、一五四の一部、一五四の一の一部 |

| | |
|--|---|
| <p>大字上野字澤</p> | <p>大字上野字澤のうち九九の一の一部、九九の二、九九の三の一部、一〇一の一の一部、一〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字コフ路八八の一部、八九、九〇から九三までの一部、九四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字馬場代一〇三の一の一部、一〇四の三の一部 大字上野字西ノ下モ一三八の一の一部、一四三の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字狐岩一四五の三の一部、一四七の二、一四八、一四九の一部、一四九の一の一部、一四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字瓜田二二三の一部、二二六の三の一部</p> |
| <p>大字上野字馬場代</p> | <p>大字上野字馬場代のうち一〇三の一、一〇四の二、一〇四の三並びに一〇三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字上野字砂田のうち一四の一、一一五の一、一一六の三、一一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇二の二、一一〇の三、一一三、一一四の二、一一六の一と一体をなす国有地以外の区域</p> |
| <p>大字上野字前土居</p> | <p>大字上野字前土居のうち一三一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字砂田一一六の三、一一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一六の一と一体をなす国有地 大字上野字西ノ下モ一三八の一の一部、一三八の二、一三九の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字狐岩一四五の一、一四五の二、一四五の三の一部、一四五の四、一四五の五、一四六の一、一四六の二、一四七の一及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字上野字西ノ下モ</p> | <p>大字上野字西ノ下モのうち一三八の一の一部、一三八の二、一三九の一部、一四三の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字澤九九の一の一部、九九の二、九九の三の一部、一〇一の一の一部、一〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字馬場代一〇三の一の一部、一〇四の二、一〇四の三の一部並びに一〇三の一と一体をなす国有地の一部 大字上野字砂田一四四の一、一一五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇二の二、一一〇の三、一一三、一一四の二と一体をなす国有地 大字上野字前土居一三一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字上野字宮ノ下タ</p> | <p>大字上野字宮ノ下タのうち一五六の一部、一五八の一部、一六〇の一部、一六一の一部、一六二の一部、一六二の一の一部、一六三の一部、一六四、一六五の一部一六七の一部、一六八、一六九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字畑ケ田一五二から一五四までの一部、一五四の一の一部、一五五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字宮ノ本一九九の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字上野字入尾免 大字上野字井津ノ尻</p> | <p>大字上野字入尾免のうち一七〇から一七二まで、一七三の二、一七四、一八一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字井津ノ尻のうち一九三の二の一部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字中野四二の一部、四三の一の一部、四九の一部四九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | | | |
|-----------------|---|---|--|
| | <p>大字上野字宮ノ下タ一六一の一部、一六二の一部、一六二の二の一部、一六三の一部、一六四、一六五の一部、一六七の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字入尾免一七三の二の一部、一八の一三及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字宮ノ本一九八の一部</p> | <p>大字上野字宮ノ本 大字上野字宮ノ本のうち一九八の一部、一九九の一部、二〇〇の一部、二〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字隈田三四から三六までの一部、三七の二の一部、三八の二の一部、三九及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字中野四〇から四二までの一部、四七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字畑ヶ田一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字上野字漆原のうち二〇二から二〇五までの一部、二〇九の一部、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字隈田三四から三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字狐岩一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字畑ヶ田一五一から一五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字宮ノ本二〇〇の一部、二〇一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字瓜田二二二の一部、二二四の二から二二四の五までの一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字上野字瓜田</p> | <p>大字上野字瓜田のうち二二二の一部、二二三の一部、二二四の二から二二四の五までの一部、二二六の三の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字野町八六の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字上野字屋敷</p> | <p>大字上野字コフ路八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字狐岩一四九の一部、一四九の二の一部、一四九の二の一部、一五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字上野字漆原二〇三から二〇五までの一部二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字郡家字下卵塔</p> | <p>大字郡家字下卵塔のうち一四五の二以外の区域</p> | <p>大字下濃字上野町</p> | <p>大字下濃字上野町のうち一から三まで、四の一、四の二、五、六の二から六の二までの一部、七の一部、八の一部、九、一〇、一一の一部、一三の一部、一四の二の一部、一四の二の一部、一五、一五の二、一六の二、一六の二、一七の二、一八の二から一八の四まで、一九、一九の二、二〇の二から二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字上野字樋ノ詰五四の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| | <p>大字上野字下野町六九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六七の二と一体をなす国有地の一部 大字下濃字中野町二八の一部、二八の二の一部、二九、三〇及びこれらと一体をなす国有地 大字下濃字高下崎下通三一、三二の一部、三五の一部、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地 大字下濃字高下崎上通三八の一部、六五から六八までの一</p> | | |

| | |
|------------|---|
| 大字下濃字下野町 | <p>部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字下野町のうち二四の一部、二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下濃字上野町一から三まで、四の二の一部、一六の二の一部、一七の二、一七の二の一部、一八の二、一八の二、一八の三の一部、一八の四、一九、一九の二、二〇の二、二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字高下崎下通三三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字高下崎上通四四の一部、四五の一部、四六、四七の一部、四八、四九の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字下濃字中野町 | <p>大字下濃字中野町のうち二八の一部、二八の二の一部、二九、三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字上野字下野町六九の三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字下濃字上野町四の一、四の二の一部、五、六の二から六の三までの一部、七の一部、八の一部、九、一〇、一一の一部、一三の一部、一四の二の一部、一四の二の一部、一五、一五の二、一六の二の一部、一六の二、一七の二の一部、一八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字下野町二四の一部、二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字高下崎下通三三の一部、三三の一部、三四の二の一部、三四の二の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字下濃字高下崎上通 | <p>大字下濃字高下崎上通のうち三八の一部、四四の一部、四五の二の一部、四六、四七の一部、四八、四九の二、六五から六九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下濃字高下崎下通三三の一部、三四の二の一部、三四の二の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字下濃字古高下崎 | <p>大字下濃字古高下崎のうち七〇の二の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字上野字前野六の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字上野字中野五一の二の一部、五一の二の一部、五二の二の一部</p> <p>大字上野字樋ノ詰五四の五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字高下崎上通六八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字前野七二の二の一部、七三の二の一部、七三の二、七四の二、七五の二の一部、七六の二の一部、七八から八〇までの一部、八一の二の一部、八三の二の一部、八三の二、八四の二の一部、八五の二の一部、八六の二の一部、九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下濃字高下崎上通六八の一部、六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字古高下崎七〇の二の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字岸田九八の二の一部、九九の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字下濃字前野 | <p>大字下濃字前野のうち七二の二の一部、七三の二の一部、七三の二、七四の二、七五の二の一部、七六の二の一部、七八から八〇までの一部、八一の二の一部、八三の二の一部、八三の二、八四の二の一部、八五の二の一部、八六の二の一部、九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下濃字高下崎上通六八の一部、六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字古高下崎七〇の二の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字岸田九八の二の一部、九九の二の一部、九九の二の一部、一〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字下濃字橋ノ本 | <p>大字下濃字橋ノ本のうち九二の四、九二の五、九三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------------------------|--|--------------------|------------------------------------|------------------|--|------------------|--|-----------------|--|-----------------|--|
| <p>大字下濃字隈田</p> <p>大字下濃字隈田のうち九四、九五の三、九五の四、九六、九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字下濃字岸田</p> <p>大字下濃字岸田のうち九八の二の一部、九九の一の一部、九九の二の一部、一〇〇の一部、一〇一の二の一部、一〇三の三の一部、一〇四の一、一〇五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字下濃字前野七六の一部、七八から八〇までの一部、八三の一部、八三の一、八四の一部、八六の一部、九一の、一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字橋ノ本九二の四、九二の五、九三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字隈田九四、九五の三、九五の四、九六、九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字下濃字背戸田二二八の二</p> | <p>大字下濃字背戸田のうち二二八の二以外の区域</p> | <p>廃止する字の名称</p> <p>大字上野字狐岩、大字上野字畑ケ田、大字下濃字高下崎下 夕通</p> | | | | | | | | | | |
| <p>鳥取県告示第二百四十六号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>よる上佐貫地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十九年三月二十七日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <table border="1" data-bbox="141 1004 987 1812"> <tr> <td data-bbox="926 1004 987 1197"> <p>区域を変更する字の名称</p> </td> <td data-bbox="926 1197 987 1812"> <p>同上の区域（昭和五十八年三月十五日現在の地番による。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 1004 926 1197"> <p>大字八日市字上河原</p> </td> <td data-bbox="795 1197 926 1812"> <p>大字八日市字上河原のうち六の二、七の一、七内第一、八の一、八の三、九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="665 1004 795 1197"> <p>大字八日市字墓畑ケ</p> </td> <td data-bbox="665 1197 795 1812"> <p>大字八日市字墓畑ケのうち一〇から一八まで、一九の一、二〇、二三、二四の一、二五、二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="535 1004 665 1197"> <p>大字八日市字東田</p> </td> <td data-bbox="535 1197 665 1812"> <p>大字八日市字東田のうち二八の一部、四九の一部、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八日市字上河原六の二、七の一、七内第一、八の一、八の三、九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八日市字墓畑ケ一〇の一部、一一の一部、一九の一の一部、二〇及びこれらと一体をなす国有地</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="141 1004 535 1197"> <p>大字八日市字桜田</p> </td> <td data-bbox="141 1197 535 1812"> <p>大字八日市字桜田のうち一四八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八日市字上河原九の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字八日市字墓畑ケ一〇の一部、一一の一部、一二から一八まで、一九の一の一部、二三、二四の一、二五、二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八日市字東田二八の一部、四九の一部、五〇の一及び</p> </td> </tr> </table> | | | | <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>同上の区域（昭和五十八年三月十五日現在の地番による。）</p> | <p>大字八日市字上河原</p> | <p>大字八日市字上河原のうち六の二、七の一、七内第一、八の一、八の三、九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字八日市字墓畑ケ</p> | <p>大字八日市字墓畑ケのうち一〇から一八まで、一九の一、二〇、二三、二四の一、二五、二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字八日市字東田</p> | <p>大字八日市字東田のうち二八の一部、四九の一部、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八日市字上河原六の二、七の一、七内第一、八の一、八の三、九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八日市字墓畑ケ一〇の一部、一一の一部、一九の一の一部、二〇及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字八日市字桜田</p> | <p>大字八日市字桜田のうち一四八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八日市字上河原九の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字八日市字墓畑ケ一〇の一部、一一の一部、一二から一八まで、一九の一の一部、二三、二四の一、二五、二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八日市字東田二八の一部、四九の一部、五〇の一及び</p> |
| <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>同上の区域（昭和五十八年三月十五日現在の地番による。）</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>大字八日市字上河原</p> | <p>大字八日市字上河原のうち六の二、七の一、七内第一、八の一、八の三、九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>大字八日市字墓畑ケ</p> | <p>大字八日市字墓畑ケのうち一〇から一八まで、一九の一、二〇、二三、二四の一、二五、二六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>大字八日市字東田</p> | <p>大字八日市字東田のうち二八の一部、四九の一部、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八日市字上河原六の二、七の一、七内第一、八の一、八の三、九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八日市字墓畑ケ一〇の一部、一一の一部、一九の一の一部、二〇及びこれらと一体をなす国有地</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>大字八日市字桜田</p> | <p>大字八日市字桜田のうち一四八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八日市字上河原九の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字八日市字墓畑ケ一〇の一部、一一の一部、一二から一八まで、一九の一の一部、二三、二四の一、二五、二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八日市字東田二八の一部、四九の一部、五〇の一及び</p> | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------|---|
| <p>大字八日市字出</p> | <p>これらと一体をなす国有地の一部 大字八日市字鯨田一六三の一部、一六四の一部、一六五、一六六の一、一六六の二の一部、一六七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字上ミ屋敷田二〇〇の一の一部、二〇〇の六、二〇一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八日市字鯨田のうち一五九の三、一六二から一六五まで、一六六の一、一六六の二、一六七から一六九まで、一七〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八日市字上ミ屋敷田のうち二〇〇の一の一部、二〇〇の六、二〇一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外区域 大字八日市字校田一四八の一部及びこれと一体をなす国有地 大字八日市字鯨田一五九の三、一六二、一六三の一部、一六四の一部、一六六の二の一部、一六七の一部、一六八、一六九、一七〇の一及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字下モ屋敷田のうち二七二の一の一部、二七五の二、二七六、二七七、二七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八日市字出口二八七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二八八と一体をなす国有地の一部 大字八日市字塔畑四二四、四二五と一体をなす国有地の一部 大字八日市字中荒畑四九三の二、四九五の二、四九六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字八日市字上ミ屋敷田</p> | <p>大字八日市字地蔵畑ケのうち二九九の二の一部、二九九の三、二九九の五、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字高四一の一、四一二及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字塔畑四一三の二、四二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字地蔵畑ケのうち二九九の二の一部、二九九の三、二九九の五、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八日市字出口二九七、二九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字高四一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字八日市字地蔵畑ケ</p> | <p>大字八日市字大谷口のうち三八〇、三八一、三八二の二から三八二の四まで、三八三、三八八、三八九の一、三八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八日市字高四一〇の一の一部、四一一の一、四一二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八日市字大谷口三八〇、三八一、三八二の二から三八二の四まで、三八三、三八八、三八九の一、三八九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八日市字塔畑四一四の五、四一四の七、四一四の一七、四一四の一八 大字佐貫字大田三の二の一部、四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字代ノ田三二の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字トウタ三四の一、三四の二、三五の一部、三六</p> |
| <p>大字八日市字高</p> | <p>大字八日市字地蔵畑ケのうち二九九の二の一部、二九九の三、二九九の五、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字高四一の一、四一二及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字塔畑四一三の二、四二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字地蔵畑ケのうち二九九の二の一部、二九九の三、二九九の五、三〇九の一の一部、三〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八日市字出口二九七、二九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八日市字高四一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>大字八日市字内 荒堀</p> | <p>大字八日市字寺元</p> | <p>大字八日市字塔畑</p> | |
| <p>大字八日市字内荒堀のうち四五七の一部、四五八の一部、四六〇の二の一部、四六一の二、四六二の二、四六三の二、四六四の二、四六五の二、四六六の二及びこれらと一体をなす国土地</p> | <p>大字八日市字寺元のうち四三五の一部、四三八の一部、四三九、四四〇、四四一の二から四四一の四まで、四四二から四四四まで、四四五の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに四四九と一体をなす国土地の区域以外区域 大字八日市字塔畑四一六の二の一部、四一七の二の一部、四一七の二の一部、四一八の二の一部、四三二から四三四まで の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字八日市字内荒堀四五七の一部、四五八の一部、四六〇の二の一部、四六一の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字佐貫字大田一、二の一部、三の二の一部、九の一部、一〇の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> | <p>大字八日市字塔畑のうち四一三の二、四一四の五、四一四の七、四一四の一七、四一四の一八、四一六の二の一部、四一七の二の一部、四一七の二の一部、四一八の二の一部、四二一の二、四二六の二の一部、四三〇から四三四までの二の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに四二四、四二五と一体をなす国土地の区域以外区域 大字八日市字出口二八五の七、二八五の八、二八七の二の一部、二八八、二八九の二及びこれらと一体をなす国土地の一部 大字八日市字寺元四四九と一体をなす国土地の一部</p> | <p>の一の一部、三六の二、三六の三の一部、三七の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字佐貫字大谷口四九の一部、五〇の二、五〇の四、五〇の五、五一、五二、五三の二、五三の二、五三の五及びこれらと一体をなす国土地</p> |
| <p>大字八日市字中 荒堀</p> | <p>大字佐貫字大田</p> | <p>大字八日市字岩ノ元</p> | <p>なす国土地並びに四六六の二、四六七と一体をなす国土地の区域以外区域 大字八日市字下モ屋敷田二七二の二の一部、二七五の二、二七六、二七七、二七八の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字八日市字塔畑四二六の一部、四三〇の二の一部、四三一の一部及びこれらと一体をなす国土地並びに四二五と一体をなす国土地 大字八日市字岩ノ元四七八の二、四七九の二及びこれらと一体をなす国土地 大字八日市字中荒堀四八〇の二、四八二の三、四八三の二及びこれらと一体をなす国土地 大字八日市字岩ノ元のうち四七八の二、四七九の二及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字八日市字中荒堀のうち四八〇の二、四八二の三、四八三の二、四九三の二、四九五の二、四九六の二及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字佐貫字大田のうち一、二の一部、三の二の一部、三の二、四の二、五、五の二、六の二、九の一部、一〇の一部、一八の二、三一の四、三二の二及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字佐貫字代ノ田二八の二、二八の三から二八の二二まで、二九の二、二九の三から二九の六まで、三二の二、三二の三及びこれらと一体をなす国土地の一部 大字佐貫字琵琶橋六八六の二、六八七の二、六八八の二、六八九、六九〇の二から六九〇の三まで、六九一、六九二の二及びこれらと一体をなす国土地 大字佐貫字橋ノ本六九三の二、六九四、六九五、六九六の二及びこれらと一体をなす国土地 大字八日市字寺元四三五の二の一部、四三八の一部、四三九、</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>大字佐貫字大星</p> | <p>四四〇、四四一の二から四四二の四まで、四四二から四四四まで、四四五の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字八日市字内荒畑四六一の二の一部、四六二の二、四六三の二、四六四の二、四六五の二、四六六の二及びこれらと一体をなす国所有地並びに四六六の一、四六七と一体をなす国所有地の一部</p> |
| <p>大字佐貫字大屋</p> | <p>大字佐貫字大屋のうち四一の一部、四二の一部、四六の二の一部、四七の二から四七の三までの一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字佐貫字大田三の二の一部、五、五の一、六の二、一八の二、三一の四、三二の一及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字代ノ田二九の二、三〇、三一の一、三二の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字トウタ三五の一部、三六、三六の一の一部、三六の三の一部、三七の一部、三八、三九、合併及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字大谷口四九の一部及びこれと一体をなす国所有地 大字佐貫字上合一〇七の一、一〇八の一部、一〇九、一一〇の一部、一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字岡崎一一三の一部、一一四の一部</p> |
| <p>大字佐貫字大谷</p> | <p>大字佐貫字大谷のうち四九、五〇の一、五〇の四、五〇の五、五一、五二、五三の一、五三の二、五三の五及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p> |
| <p>大字佐貫字上台</p> | <p>大字佐貫字上台のうち一〇七の一、一〇八の一、一〇九、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一一の二及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域</p> |
| <p>大字佐貫字岡崎</p> | <p>大字佐貫字岡崎のうち一一三の一部、一一四の一部以外の区域</p> |
| <p>大字佐貫字宮ノ前</p> | <p>大字佐貫字大星四一の一部、四二の一部、四六の一部、四七の二から四七の三までの一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字上台一〇八の一の一部、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部、一一一の一、一一一の二及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字宮ノ前一二七の一、一二九の一の一部、一三〇、一三一の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字向城のうち一三五の二の一部、一三五次一の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字佐貫字城ノ前一四九の一部、一五〇の一部、一五一の二の一部、一五一の三の一部、一五二及びこれらと一体をなす国所有地</p> |
| <p>大字佐貫字城ノ前</p> | <p>大字佐貫字宮ノ前のうち一二七の一、一二九の一、一三〇から一三四まで及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字佐貫字城ノ前のうち一四九の一部、一五〇の一部、一五一の二の一部、一五一の三の一部、一五二及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域 大字佐貫字代ノ田二八の二及びこれと一体をなす国所有地 大字佐貫字宮ノ前一三三の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字向城一三五の二の一部、一三五次一の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字城土居一五四、一五四次一、一五四次二、一五五の一部、一五六の一部、一五六の一の一部、一五七の一部、一五七内第一の一部、一五七内第二の一部及びこれらと一体をなす国所有地 大字佐貫字大智口二三七の二の一部 大字佐貫字東土居六九九の一、六九九の四、七〇〇の一、七〇〇次一、七〇一の一の一部及びこれらと一体をなす国</p> |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|---|--|--|---|---|---|--|---|---|
| <p>大字佐貫字城土居</p> | <p>有地</p> | <p>大字佐貫字城土居のうち一五四、一五四次一、一五四次二、一五五の一部、一五六の一部、一五六の一の一部、一五七の一部、一五七内第一の一部、一五七内第二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字佐貫字大智口二三七の二の一部 大字佐貫字東土居七〇の一の一部、七〇二の一、七二二の二及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字佐貫字大門</p> | <p>大字佐貫字大門の全域 大字佐貫字神田七四八の一、七四八の二、七四八の四、七五七の二、七五八の一、七五九、七六〇、七六一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字佐貫字大智口</p> | <p>大字佐貫字大智口のうち二三七の二の一部以外の区域 大字佐貫字宮ノ前二九〇の一の一部、一三二の一部、一三三、一三三の一部、一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字石ヶ坪二八八の一、二八八の二、二八九の一〇、二九〇の一、二九一の一、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字佐貫字石ヶ坪</p> | <p>大字佐貫字石ヶ坪のうち二八八の一、二八八の二、二八九の一〇、二九〇の一、二九一の一、二九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字佐貫字東土居</p> | <p>大字佐貫字東土居のうち六九九の一、六九九の四、七〇〇の一、七〇〇次一、七〇一の一、七〇二の一、七二一の一部、七二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字佐貫字代ノ田二八の二と一体をなす国有地の一部 大字佐貫字程菴橋六八六の二、六八七の二、六八八の二、</p> |
| <p>大字佐貫字神田</p> | <p>六八八の三、六九二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字橋ノ本六九三の二、六九六の二、六九六次一及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字下屋敷八〇八の五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字佐貫字宝泉のうち八〇九から八一二までの一部、八一内第一の一部、八一二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字佐貫字神田</p> | <p>大字佐貫字神田のうち七四八の一、七四八の二、七四八の四、七五七の二、七五八の一、七五九、七六〇、七六一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | <p>大字佐貫字志歩坂</p> | <p>大字佐貫字志歩坂のうち七七三の一部、七七四の一部、七七四次一、七七四次二の一部、七七七の一部、七七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字佐貫字宮川一〇二九内第一の一部、一〇三〇の一部、一〇四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字佐貫字下屋敷</p> | <p>大字佐貫字下屋敷のうち八〇八の五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字佐貫字東土居七一七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> | <p>大字佐貫字宮川</p> | <p>大字佐貫字宮川のうち一〇二九内第一の一部、一〇三〇の一部、一〇四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字佐貫字黒田二二〇の一の六、一二〇一の七、一二〇三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字佐貫字志歩坂七七三の一部、七七四の一部、七七四次</p> | |

| | |
|---------------------|--|
| | 一、七七四次二の一部、七七七の一部、七七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字佐貫字下河原 | 大字佐貫字下河原のうち一〇六三、一〇六四と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 字佐貫字城ヶ田 大字佐貫字西土居 | 大字佐貫字城ヶ田の全域 大字佐貫字下河原一〇六三、一〇六四と一体をなす国有地の一部 大字佐貫字西土居一一五四次一の一部、一一五五の一部、一一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 |
| 大字佐貫字黒田 | 大字佐貫字西土居のうち一一五四次一の一部、一一五五の一部、一一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字佐貫字黒田のうち二二〇一の六、二二〇一の七、二二〇三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 廃止する字の名称 | 大字佐貫字代ノ田、大字佐貫字トウ々、大字佐貫字向城、大字佐貫字琵琶橋、大字佐貫字橋ノ本、大字佐貫字宝泉 |

鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町から同町が行う土地改良事業に係る上野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示

する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、河原町から同町が行う土地改良事業に係る上佐貫地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 日野郡日南町折渡字掛橋山五六七の七・字梅ノ木ノ向六〇五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線（北松江幹線）新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

溝口町船越、福島、二部、畑池、福居及び焼杉並びに西伯町大字東上、大字上中谷、大字下中谷及び大字中地内
 四 立ち入ろうとする期間
 昭和五十九年三月三十一日から昭和六十年三月三十日まで

鳥取県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十九年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 路線名 | 変更前後 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル) |
|--------|--|---|-----------------|-------------|
| | 変更前 | 変更後 | | |
| 八坂正蓮寺線 | 鳥取市正蓮寺字下り井手九〇― 五地先から同市正蓮寺字前田一 三七地先まで | 鳥取市正蓮寺字下り井手九〇― 五地先から同市正蓮寺字嶮崎四 三一四地先まで | 五・七 一〇・五 | 二五一・五 |

鳥取県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十九年三月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|--------|-------------------------------------|--------------|
| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
| 八坂正蓮寺線 | 鳥取市正蓮寺字下り井手九〇―五地先から同市正蓮寺字囃崎四三―四地先まで | 昭和五十九年三月二十七日 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 | 備考 |
|----------------|-----------|----------------|----------------|--------------|---------|
| 自由民主党鳥取県支部 | 主たる事務所所在地 | 鳥取市永楽温泉町二七一 | 鳥取市湯所町二一八三 | 昭和五十九年三月十三日 | 政党支部 |
| 自由民主党関金町支部 | 〃 | 東伯郡関金町大字泰久寺六六三 | 東伯郡関金町大字関金宿五四二 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 竹田 哲男 | 鳥飼 正子 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党用瀬町支部 | 主たる事務所所在地 | 八頭郡用瀬町大字屋住九九 | 八頭郡用瀬町大字川中六八 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 代表者の氏名 | 池内 久 | 田中 益男 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 会計責任者の氏名 | 橋本 巖 | 谷村 万吉 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党鳥取市市進支部 | 〃 | 山田 実次 | 上杉 義雄 | 〃 | 〃 |
| 自由民主党境港市支部 | 主たる事務所所在地 | 境港市上道町八五八 | 境港市元町一三〇一 | 昭和五十九年二月十七日 | 〃 |
| 自由民主党鳥取市中ノ郷支部 | 会計責任者の氏名 | 若林 正美 | 山根憲次郎 | 昭和五十九年二月九日 | 〃 |
| 平林薄三後援会 | 主たる事務所所在地 | 鳥取市若桜町三三九 | 鳥取市若桜町三五 | 昭和五十九年二月九日 | その他政治団体 |
| 〃 | 会計責任者の氏名 | 渡辺喜八郎 | 福政 実 | 〃 | 〃 |
| 日本行政書士政治連盟鳥取支部 | 〃 | 高橋 憲二 | 山田 節 | 昭和五十九年二月二十日 | 〃 |
| 因伯清酒産業振興会 | 〃 | 南條 倫夫 | 小谷 達郎 | 昭和五十九年二月二十一日 | 〃 |
| 松浦いきお鳥取県後援会 | 主たる事務所所在地 | 鳥取市八坂二〇五 | 鳥取市若岩二二〇 | 昭和五十九年二月十七日 | 〃 |

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党鳥取県委員会から訂正の報告があつたので、昭和五十八年十月鳥取県選挙管理委員会告示第一百十八号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のとおり訂正する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政党の支部の部日本共産党鳥取県委員会のうち2

(1)〔寄附の内訳〕中

「田中六蔵」を「田中兼盛子」に改める。

教育委員会規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「二万四千元」を「二万八千元」に、「四万三千元」を「四万六千元」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（刑事官）

第二十五条の二 警察署に、刑事官を置くことができる。

2 刑事官は、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

3 刑事官は、上司の命を受け、署の刑事警察、犯罪の予防及び保安警察に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

この規則は、昭和五十九年三月二十八日から施行する。

附 則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

鳥取県公安委員会規則第二号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の湖山町警察官派出所の項の次に鳥取県鳥取警察署の雲山警察官派出所の項として次のように加える。

| | | |
|----------|-------|--|
| 雲山警察官派出所 | 鳥取市雲山 | 鳥取市のうち 雲山、桜谷、正蓮寺、大杵、東今在家、久末、越路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家、新 |
|----------|-------|--|

別表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市正蓮寺警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の竹田橋警察官派出所の項中「円谷」を「円谷町」に改め、「米田町」の下に「米田町二丁目」を加え、「下田中」を「下田中町」に改め、「駄経寺町」の下に「駄経寺町三丁目、上灘町、新陽町」を、「巖城」の下に「東巖城町」を加え、「昭和町」を「昭和町一丁目、昭和町二丁目、東昭和町、南昭和町、見日町」に改め、同表の鳥取県倉吉警察署

の関金町関金宿警察官駐在所の項中

| | |
|--------------|--------------|
| 関金町関金宿警察官駐在所 | 関金町大字 関金宿 |
|--------------|--------------|

関金町のうち
大字関金宿、大字山口、大字郡家、
大字安歩、大字大鳥居

| | | |
|---|-----------|--------------|
| を | 関金町警察官駐在所 | 関金町大字 関金宿 |
|---|-----------|--------------|

関金町

の関金町堀警察官駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。